

第2章（第11部関連）

1. 第61類から63類 衣類における「関税分類を決定する構成部分」の解釈について

衣類における「関税分類を決定する構成部分」は、原則として、製品の表側の生地（袖裏、襟の折り返し部分等着用した際外部から見えない部分を除くものとし、衣類の身頃等に装飾的効果をもたせるための加工（例えば、ひだ付け）を施したため外部から見えにくくなった部分は含める。）に占める面積が最も大きい構成材料から成る部分とする。この場合において、製品が属する号（HS 6桁）に規定する材料から成る部分の面積の合計を、一の構成部分の面積として考慮する。また、製品の性状から、裏表の別なく使用することが客観的に確認できるもので、いずれの面も製品に特性を与えていると認められる場合には、双方の面を製品の表側の生地として取り扱う。

【対象となる協定等】

シンガポール協定、メキシコ協定、マレーシア協定、チリ協定、タイ協定、インドネシア協定、ブルネイ協定、アセアン包括協定、フィリピン協定、ベトナム協定、ペルー協定、TPP11協定、英国協定

2. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第50類から第56類に規定する「機械による作業」について

EU協定及び英国協定の附属書3-B第50類から第56類に規定する「機械による作業」は、コアヤーン（しん糸に他の繊維を精紡工程でさや状に巻き付けた糸）やカバードヤーン（しん糸に紡績糸またはフィラメント糸をコイル状に巻き付けた糸）を製造する工程のほか、ねん糸後の工程である張糸、毛羽とり、磨糸及び糸継ぎを機械で行っている場合も含む。

3. EU協定及び英国協定附属書3-B（品目別原産地規則）第11部に規定する「紡績」の範囲について

EU協定及び英国協定の附属書3-B第11部に規定する「紡績」は、英文協定上“spinning”であることから、「紡糸」も含む。

4. EU協定及び英国協定附属書3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈6から注釈8に規定する第11部における許容限度について

EU協定及び英国協定の附属書3-B第11部に適用される許容限度については、当

該規則の部注により、附属書 3-A 注釈 6 から注釈 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈 8-1 中「裏地及び芯地を除く。」とは、注釈 8-1 を適用し、価額ベースでの許容限度を考慮する場合は裏地及び芯地は原産材料でなければならないことを意味する。
- (2) 注釈 8-1 が対象としている品目は、英文協定上 “a made-up textile product” であることから、品目別原産地規則上「製品にすること (“making-up”)」が要件とされている 第 61 類、第 62 類及び第 63 類第 1 節（第 63.01 項から第 63.06 項）である。
- (3) 注釈 7 の対象物品のうち、当該注釈を満たさない製品については、注釈 8-1 を満たす場合には原産品と認められる。
- (4) 注釈 7 に規定する「二以上の基本的な繊維用繊維を含む製品」とは、製品全体で 2 種類以上の繊維用繊維を含む製品のことであり、複数の生地を使用している製品について、生地毎に 2 種類以上の繊維用繊維を含んでいる必要はない。
- (5) 注釈 8-3 に規定する「附属書 3-B に定める要件が非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）からなる場合には、非原産材料の価額の算出に当たっては、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額を考慮する」とは、品目別原産地規則第 11 部の繊維及び繊維製品について、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）を算出する際には、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額も含むことを意味する。

5. 英国協定附属書 3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6 から注釈 8 に規定する第 11 部における許容限度について

英国協定の附属書 3-B 第 11 部に適用される許容限度については、当該規則の部注により、附属書 3-A 注釈 6 から注釈 8 を参照することとなっているが、当該注釈の解釈は以下のとおり。

- (1) 注釈 8-2 に規定する「関税分類を決定する構成部分」に関し、品目別原産地規則のうち生産工程の要件又は関税分類の変更の要件については当該構成部分のみを考慮し、非原産材料の価額の要件については製品全体を考慮する。この場合、例えば「製品にすること（布の裁断を含む。ただし、生産において使用される非原産材料の価額が製品の EXW の 50 パーセント又は FOB の 45 パーセントを超えないことを条件とする。）」という規定では、「生産において使用される非原産材料の価額が製品の EXW の 50 パーセント又は FOB の 45 パーセントを超えないことを条件とする。」は製品全体を考慮し、「製品にすること（布の裁断を含む。）」は「関税分類を決定する構成部分」のみを考慮する。
- (2) 注釈 2-2 において、附属書 3-B 表二欄に定める各品目別原産地規則は、同表一欄に掲げる対応する製品について適用することとされている。注釈 8-2 の適用

に当たっては、附属書 3-B 表一欄については製品全体を考慮し、同表二欄の品目別原産地規則については「関税分類を決定する構成部分」を考慮する。この場合、例えば第 62.02 項の製品であって「関税分類を決定する構成部分」以外の部分にしゅうした製品は、同表一欄においてしゅうした製品となり、当該製品に対応する同表二欄の品目別原産地規則を「関税分類を決定する構成部分」に適用する。

- (3) 注釈 7-2 から注釈 7-4 及び注釈 8-1 に規定する許容限度を適用する場合、注釈 8-2 の規定にかかわらず（「関税分類を決定する構成部分」のみならず）、製品全体を考慮する。

6. EU 協定及び英国協定附属書 3-A（品目別原産地規則の注釈）注釈 6(d)における「なせん（独立の作業）」について

EU 協定及び英国協定の附属書 3-A 注釈 6(d)における「なせん（独立の作業）」において使用される非原産材料の価額の計算については、第 50 類から第 63 類までの各類に分類されない非原産材料の価額についても考慮する。当該取扱いは、非原産材料の最大限の割合（価額に基づくもの）においても最小限の域内原産割合（価額に基づくもの）においても同様のものである。